

## 6 受験手続等

申込書の請求	県庁新館 1 階情報プラザ、県内各地域振興局総務部総務課、熊本県立図書館、熊本県東京事務所、銀座熊本館、熊本県大阪事務所、熊本県福岡事務所、熊本県福祉総合相談所、熊本県身体障害者福祉センター及び熊本県総合福祉センターで配布していますので、最寄りの配布機関で入手してください。
	郵便で請求する場合は、封筒の表に「選考試験請求」と朱書し、あて先を明記し 1 2 0 円切手をはった返信用封筒（角形 2 号：A 4 判が入るくらいの大きさ [34cm×24cm 程度]）を同封して、次の請求先に請求してください。郵便による請求先は人事委員会事務局のみとなっておりますので注意してください。 〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 電話 096-383-1111（内線 6834） 熊本県人事委員会事務局総務課任用係
申込手続	申込先 熊本県人事委員会事務局総務課任用係 〒862-8570 熊本市水前寺 6-18-1 電話(代表) 096-383-1111 内線 6834
	申込方法 受験申込書(受験申込書記入要領により必要事項を記入してください。)を上記の申込先に郵送又は持参してください。郵送する場合は、必ず配達記録郵便にし、封筒の表に「選考申込」と朱書してください。
	受付期間 平成 14 年 10 月 15 日 (火) ~ 10 月 25 日 (金) 持参 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は、受け付けできませんのでご了承ください。 郵送 平成 14 年 10 月 25 日までの消印のあるものに限り受け付けます。
受験票の交付	受付期間終了後、郵送しますが、1 1 月 8 日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。

※ 受験票の交付後は、試験についての問い合わせ等に受験番号が必要ですから、受験番号は別に控えておいてください。

※ 受験票を紛失した場合は、必ず人事委員会事務局総務課任用係へ連絡してください。

## 7 合格から採用まで

- (1) 人事委員会は、任命権者（知事）に合格者を通知し、これに基づいて、任命権者は面接等を実施し、最終的な採用者を決定します。  
採用は、平成 1 5 年 4 月 1 日の予定です。
- (2) 初任給は、新規高等学校卒業者の場合、月額 1 4 1, 9 0 0 円（平成 1 4 年 4 月 1 日現在）で、学歴、経験年数により加算される場合があります。また、条例等の定めにより、月毎の扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。

## 8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合否通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日、12 月 23 日及び 12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までは受け付けできません。

また、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
選考試験受験者	総合順位及び 総合得点	合格発表の日から 1 か月間	人事委員会事務局総務課 (県庁行政棟本館 3 階)

## 9 問い合わせ先

熊本県人事委員会事務局総務課任用係（県庁 行政棟本館 3 階）  
〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号  
電話(代表) 096-383-1111 内線 6834

### 熊本県環境影響評価審査会公告第 2 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時  
平成 14 年 10 月 1 日（火）  
午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺 1-33-18  
水前寺共済会館 2 階「鳳凰」
- 3 審議内容  
益城台地土地区画整理事業環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班  
電話 096-383-1111

### 熊本県立美術館協議会公告第 1 号

熊本県立美術館協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県立美術館協議会 会 長 三 浦 洋 一

- 1 開催日時  
平成 14 年 10 月 7 日（月）  
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市二の丸 2 番  
熊本県立美術館本館 会議室
- 3 議題

- ( 1 ) 熊本県立美術館振興計画の実施について
  - ( 2 ) 平成 14 年度事業報告について
  - ( 3 ) 教育普及事業の取組状況について
  - ( 4 ) 美術品等データベース化事業について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
- ( 1 ) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - ( 2 ) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市二の丸 2 番  
熊本県立美術館協議会事務局（熊本県立美術館総務課）  
（電話 096-352-2111）

熊本県公安委員会規則第 15 号

刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県公安委員会委員長 本 田 暁 良

刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第 1 条 刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和 32 年熊本県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

別記様式を削る。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第 2 条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成 4 年熊本県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

別記様式を削る。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第 3 条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成 12 年熊本県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

別記様式を削る。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第 4 条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成 12 年熊本県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

